令和８年度第５回
東京都私立学校審議会
会議録（第862回）

令和８年９月18日（金）
都庁第一本庁舎42階　特別会議室Ａ

午後３時00分開会

○近藤会長　ただいまから、令和８年度第５回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長　本日は、委員20名のうち、19名の委員に御出席いただいております。

当審議会運営細則第６条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

○近藤会長　ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第６条により、本会は有効に成立しております。

次に、当審議会委員の改選がございましたので、事務局より報告願います。

○瀬戸私学行政課長　８月１日付で４名の委員が新たに就任されました。

御紹介申し上げますとともに、就任されました委員の皆様に一言御挨拶をいただきたいと存じます。

名簿順でお願いできればと存じます。

それでは、まず、小松親次郎委員でいらっしゃいます。

よろしくお願いいたします。

（小松委員挨拶）

○瀬戸私学行政課長　小松委員、ありがとうございました。

続いて、坂本歩委員でいらっしゃいます。

よろしくお願いいたします。

（坂本委員挨拶）

○瀬戸私学行政課長　坂本委員、ありがとうございました。

続いて、佐藤直子委員でいらっしゃいます。

よろしくお願いいたします。

（佐藤委員挨拶）

○瀬戸私学行政課長　佐藤委員、ありがとうございました。

続いて、土屋登美恵委員でいらっしゃいます。

よろしくお願いいたします。

（土屋委員挨拶）

○瀬戸私学行政課長　土屋委員、ありがとうございました。

以上で御紹介を終わらせていただきます。

○近藤会長　ありがとうございました。

就任されました小松委員、坂本委員、佐藤委員、土屋委員、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、今回就任されました各委員の部会の所属についてお諮りいたします。

東京都私立学校審議会運営細則「部会に関する内規」１に基づきまして、小松委員、坂

本委員、佐藤委員については第一部会、土屋委員については第一部会及び第三部会に所属していただくことでお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○近藤会長　よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのように所属していただく旨、決定することといたします。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第８条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○服部私学部長　本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります８件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第７条第１項及び第109条第４項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和８年９月18日付、東京都知事、小池百合子。

記、１、青梅幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、青梅市、ほか７件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長　本日の議案は、新たに諮問される案件、８件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長　本日議題となっております議案第１号から第８号までの全ての議案につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長　それでは、順次、審議することといたします。

初めに、幼稚園についての案件でございます。

議案第１号は、青梅幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局　それでは、議案第１号、青梅幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項１及び要項２に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和９年４月１日を予定しております。

変更の理由でございますが、地域の需要に応えるため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人久山学園、園長は横山牧人氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の４学級65名を４学級70名に変更する

ものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項８から要項10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第１号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長　ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長　それでは、議案第１号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第２号は、学校法人府中佼成学園の解散認可について。

議案第３号は、府中佼成幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より２件まとめて御説明をお願いします。

○事務局　議案第２号及び議案第３号は、それぞれ関連する議案ですので、一括して御説明申し上げます。

これらの案件は、昭和54年３月１日に法人設立認可を受けた学校法人府中佼成学園を解散するとともに、同法人の設置する府中佼成幼稚園を廃止するものでございます。

初めに、学校法人府中佼成学園の解散認可について、御説明いたします。

議案第２号を御覧ください。

学校の名称及び事務所の所在地は、要項１及び要項２に記載のとおりでございます。

解散の時期は、認可のあった日といたします。

解散事由でございますが、寄附行為に定める理事総数の３分の２以上の議決及び評議員会の議決によるものです。

清算人予定者は、要項５に記載のとおり、理事長の橋本正晴氏、ほか理事５名です。

資産の処置については、要項６に記載のとおり、清算後に残余財産が生じたときは、学校法人佼成学園に帰属させることといたします。

次に、府中佼成幼稚園の廃止について、御説明いたします。

議案第３号を御覧ください。

学校の名称及び位置は、要項１及び要項２に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児数の減少に伴い、園の運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は学校法人府中佼成学園、園長は橋本正晴氏でございます。

園児及び教職員の処置でございますが、令和７年度末をもって全員卒園及び退職しております。

指導要録、資産の処置及び園地、園舎の面積等についてでございますが、要項９、要項10、備考欄に記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第２号及び第３号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長　ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長　それでは、議案第２号及び議案第３号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第４号は、学校法人けやき学園の解散認可について。

議案第５号は、けやき幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より２件まとめて説明願います。

○事務局　議案第４号及び議案第５号は、それぞれ関連する議案ですので、一括して御説明いたします。

これらの案件は、平成16年４月１日に法人設立認可を受けた学校法人けやき学園を解散するとともに、同法人の設置するけやき幼稚園を廃止するものです。

初めに、学校法人けやき学園の解散認可について、御説明いたします。

議案第４号を御覧ください。

学校法人の名称及び位置は、それぞれ要項１及び要項２に記載のとおりでございます。

解散の時期は、認可のあった日といたします。

解散事由は、寄附行為に定める理事総数の３分の２以上の議決によるものでございます。

清算人予定者は、要項５に記載のとおり、理事長の藤原容子氏、ほか理事５名でございます。

資産の処置につきましては、要項６に記載のとおり、清算後に残余財産が生じたときは、府中市多磨町にあります学校法人武蔵野学園に帰属させることといたします。

次に、けやき幼稚園の廃止認可について、御説明いたします。

議案第５号を御覧ください。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項１及び要項２に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児数の減少に伴い、園の運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は学校法人けやき学園、理事長は藤原容子氏、園長は藤原容子氏でございます。

園児の処置でございますが、令和７年度末をもって全員卒園または転園しております。

教職員の処置でございますが、令和７年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項９、

要項10及び備考欄に記載のとおりでございます。
以上で、議案第４号及び議案第５号の説明を終わります。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。
○近藤会長　ありがとうございました。
何か御質問はございませんでしょうか。
よろしいですか。
（委員了承）
○近藤会長　それでは、議案第４号及び議案第５号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。
次に、中学校及び高等学校についての案件でございます。
議案第６号は、帝京八王子中学校の収容定員に係る学則変更認可について。
議案第７号は、帝京八王子高等学校の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。
それでは、事務局より２件まとめて説明願います。
○事務局　それでは、議案第６号、第７号について、関連しておりますので、併せて御説明いたします。
これは、学校法人冲永学園が設置しております帝京八王子高等学校と同中学校の収容定員に係る学則変更認可です。
学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項１から要項３までに記載のとおりです。
変更の理由ですが、高等学校の教育環境の向上を図り、今後の高等学校の入学者増に対応するため、中学校の収容定員を減員し、高等学校の収容定員を増員するものです。
変更の時期は、令和９年４月１日を予定しております。
次に、変更の内容ですが、要項６を御覧ください。
中学校では、変更前の収容定員120名、１学年１学級であるものを、変更後は収容定員０名にいたします。
高等学校では、変更前の収容定員360名、１学年３学級120名であるものを、変更後は120名増員し、収容定員480名、１学年４学級160名にいたします。
また、変更後の経過措置につきましては「変更後」の欄の表のとおり、令和11年度に完成する予定となっております。
校地、校舎、教職員組織につきましては、要項７から要項９に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。
備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。
以上で、議案第６号、第７号についての説明を終わります。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長　ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長　それでは、議案第６号及び議案第７号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第８号は、大原学園美空高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局　それでは、議案第８号について御説明いたします。

議案書を御覧ください。

これは、学校法人大原学園が設置しております、大原学園美空高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域、課程、修業年限、収容定員につきましては、要項１から要項５に記載のとおりです。

本件に係る学則の変更内容は、面接指導等実施施設の追加を行うものです。

今回追加する面接指導等実施施設の概要につきましては、別紙１「通信制に係る施設の概要」を御覧ください。

同法人が神奈川県に設置する大原法律公務員専門学校横浜校の施設を一部借用し、施設の収容定員は90名、１学年30名の規模で面接指導等を行います。

施設での面接指導等の実施体制は、資料に記載の表のとおり、本施設に配属される教員が６名、事務職員が１名で、そのほかは本校と兼任いたします。

本施設において開講するコースは「平日コース」で、教育課程は別添のとおり、本校の「平日コース」と同じ教育課程で実施いたします。

施設で使用する面積内訳は記載のとおりで、本校と同等の施設を確保しております。

また、家庭科室については、別紙１の２枚目にございます、周辺の同法人が設置する大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校の施設を借用して、１年次の「家庭」の実習時のみ面接指導を実施いたします。

要項にお戻りください。

変更の時期は、要項７に記載のとおり、令和９年４月１日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項８の別紙２「学則比較対照表」を御覧ください。

面接等の指導、第９条に、面接指導等実施施設として、現在、同法人が神奈川県横浜市に設置している大原法律公務員専門学校横浜校と大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校を追加いたします。

学校全体の総定員は変更せずに、本校の「平日コース」と、町田から横浜に定員を移す形で地域のニーズに対応するため、施設ごとの定員を調整いたします。

備考欄には、設置認可年月日並びに本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載してありますので、御参照ください。

以上で、議案第８号についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長　ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長　それでは、議案第８号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

次に、事務局から報告があるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○瀬戸私学行政課長　幼稚園の関係で、事務局から１点御報告させていただきます。

資料の１枚目「幼稚園設置基準改正に伴う私立学校審議会対応」を御参照ください。

幼稚園設置基準の改正に伴いまして、令和８年４月１日より、学級編制の基準が１学級当たり原則35人以下から原則30人以下となりました。

こちらには経過措置期間がございまして、令和14年３月31日までは従前によることができることとなっております。

一方で、都内の私立幼稚園で定員30人を超える学級を設置する幼稚園は約400園ございまして、経過措置期間中に収容定員の変更認可申請が集中して増大することが想定されているところでございます。

したがいまして、今般の基準改正に伴って、収容定員を減員する場合に限りまして、申請書類と審議の簡略化を図りたいと考えております。

具体的な対応でございますが、資料の２枚目を御覧いただければと思います。

初めに、申請書類の簡略化について御説明いたします。

今般の改正に伴う定員変更に限り「２　審査内容」に記載しておりますとおり、施設面積、教員の確保、経費及び維持方法の３つの視点で審査を行うことといたしまして、こちらの３項目の基準が満たされていることが確認できるものに申請書類を限定いたします。

申請書類の詳細につきましては、資料の３枚目に一覧をつけておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

続いて、審議の簡略化について御説明いたします。

今回の基準改正に伴いまして、各月の私立学校審議会で多数の諮問が想定されるため、一括審議とさせていただきたいと考えております。

また、資料の４枚目の要項につきましては、通常どおり、事案ごとに作成いたしますが、審議の際には、事務局から同様の案件をまとめて主な説明を、収容定員及び学級の編制の事項に絞って御説明させていただく形で進めます。

今後、本事案に関する諮問が多くなることが想定されますが、申請書類及び審議の簡略化によりまして、引き続き、委員の先生方には円滑な審議会の進行に御協力いただきますよう、お願いいたします。

事務局からの報告は以上でございます。

○近藤会長　ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

次回開催は、10月19日、月曜日を予定しております。

よろしくお願いします。

ありがとうございました。

午後３時26分閉会